

トップランナー方式に係る取組の現状について

資料2

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進。
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

平成28年度の取組

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- 平成28年度においては、このうち多くの地方団体が業務改革に取り組んでいる16業務について、トップランナー方式を導入。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3～5年程度)かけて段階的に反映することとし、初年度の見直しを実施。

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し						
		平成27年度	平成28年度	見直し最終年度				
◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	377,298(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
	特別支援学校費	57,312(千円)	55,952(千円)	50,510(千円)	○			
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,892,010(千円)	3,550,647(千円)		3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	422,691(千円)	334,448(千円)	○	3		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-		指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	8,270(千円)の減	○	1	庶務業務の集約化	

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し			
		平成27年度	平成28年度	見直し終了年度					
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,551(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○		5	民間委託等	
	中学校費	3,707(千円/1校)	3,551(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
	高等学校費	7,353(千円/1校)	7,113(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	148,871(千円)	139,129(千円)			3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	51,775(千円)	44,359(千円)	○	○	3		
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○		-		
◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○		-		
◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○		-		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,727(千円)	29,441(千円)	○	○	3		指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○		-		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	2,280(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	16,146(千円)	13,265(千円)	○		3	情報システムのクラウド化	
	徴税费	32,030(千円)	29,407(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	33,239(千円)	27,309(千円)					

※ 経費水準の見直しについては、表の「基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容」欄に示している業務改革に取り組んでいる地方団体の経費水準を見直し終了年度の額とし、見直し年数に応じて平成28年度の額を設定している。なお、下線の業務については、既に業務改革を前提とした経費水準としていることから、経費水準を据え置いている。

※ 段階補正の見直し欄に○を付している業務(9業務)については、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえ、人口3万人以下の団体における経費水準を見直さないこととしている。

○ トップランナー方式導入による基準財政需要額の減少額(平成28年度):441億円(都道府県136億円、市町村305億円)

○ 上記28年度の見直し内容について、総務省ホームページにも掲載。

今後の取組

- 検討対象としている23業務のうち、平成28年度に導入した16業務以外の7業務については、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入することとしている。
- 7業務に係る課題及び検討状況は以下のとおりであり、今後、更に検討を進める。

検討対象業務	業務改革の内容	課題及び検討状況等
◇図書館管理	指定管理者制度導入等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで把握している地方団体からの意見は以下のとおりであるが、現在、更に、地方団体に対し調査中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置している。 ・福祉分野は業務の専門性が高く、直営を選択している。 ○ 関係省庁(文部科学省及び厚生労働省)や関係団体(日本図書館協会等)から、行政サービスの質の低下への懸念等の観点から慎重な意見があり、引き続き議論を継続していく。 ○ 実態として指定管理者制度の導入が進んでいない。 ○ 社会教育法等の一部改正法(2008年)の国会審議において「社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」等の附帯決議あり。
◇博物館管理		
◇公民館管理		
◇青少年教育施設管理		
◇児童館等管理		
◇公立大学運営	地方独立行政法人化	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで把握している地方団体からの意見は以下のとおりであるが、現在、更に、地方団体に対し調査中である。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な公立大学については、法人化にコストがかかることから効率化が困難となる可能性がある。 ・学部によって、民間との共同研究等による外部資金の獲得等、効率化可能な程度が異なる。
◇窓口業務 (戸籍業務、住民基本台帳業務、税証明業務、福祉業務等)	総合窓口・アウトソーシングの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府内において、窓口業務等の民間委託の為の業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を今年度中に作成予定。 ○ また、第31次地方制度調査会において、公権力の行使を含む窓口業務に地方独立行政法人を活用することについて答申があり、総務省において、その趣旨・内容を踏まえ、具体的な取組内容を検討している。 ○ 地方団体からは、現在政府の取組を注視しているとの意見があり、現在、更に、地方団体に対し調査中である。

地方交付税の総務省ホームページでの公開について

平成27年度の取組み

- 都道府県分の基準財政需要額、基準財政収入額の内訳について、各都道府県ごとにホームページに公開。

平成28年度の取組み

以下の内容を準備ができ次第、すみやかに公開。

- 市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の内訳について、各市町村ごとにホームページに公開。
- データ形式について、都道府県分も含め、活用しやすいようEXCEL形式による公開に変更（これまではPDF形式）。
- 平成28年8月31日の制度・地方行財政ワーキンググループで示したように、「人口減少等特別対策事業費」の算定内容をホームページに公開。
- これに併せて、「地域の元気創造事業費」の算定内容についても、同様にホームページに公開。